

## 【民事介入暴力かな？と思ったら】

今回は、民暴被害にあったらまずどうしたらいいのかという話をしたいと思います。

近年、暴力団員が自ら暴力団を名乗ることはあまりなく、暴力団の構成員ではない、いわゆる「周辺者」と言われる者が不当要求をするケースが増えました。私が民暴委員会で取り扱った事案の内、暴力団構成員による民事介入暴力とはっきり判ったのは、被害者が暴力団員の昔からの知り合いだったり、遠い親戚であったりという場合でした。最近の民暴被害は不当要求者の素性がわからないことが多いのが実情です。



小林 史芳 弁護士

何らかのトラブルに遭ったとき、本人ではなく「親戚」とか「知り合い」などを名乗って、口調の荒い威圧的な人が出てきたときは注意すべきです。

最も大事なことは「初動」、つまり最初の対応です。「民事介入暴力かな？」と思ったら、注意して対応しなければなりません。

民暴事件の特徴として、払ってしまったお金の回収は難しいけれど、不当要求を排除するのは比較的容易にできるということがあります。

暴力団構成員が不当要求の実行犯であるような場合、組織のトップに使用者責任を追及して被害回復できる場合があります。しかし、職業・素性のわからない者が不当要求者である場合、不当要求者は自分が不利になると音信不通になってしまうので、裁判所で支払を命じる判決を得ても、被害回復がなかなかできないのが実情です。一方、現在進行形の不当要求行為については、恐喝、威力業務妨害などの刑事事件の可能性があるなら警察が協力してくれますし、弁護士に依頼して通知を送るだけでほとんどの場合、不当要求行為は止みます。それでも不当要求行為が繰り返される場合には、訴訟や仮処分などの法的手続をとることで、不当要求者を排除できます。

絶対にやってはいけないことは、不当要求者に「こいつからはお金を取れる。」と思われ、実際、お金を払うなどの経済的利益を与えてしまうことです。不当要求者は、相手の最初の対応で「この人からお金を取れるのかどうか」を判断します。トラブルの原因が自分にあるような場合、相手にお金を払って早く終わりにしたいと思ってしまうがちですが、これこそ不当要求者の思うつぼなのです。

不当要求者は「誠意」「道義的責任」など色々言いますが、目的は「お金」です。お金がとれないと思えば、無駄なことはしたくないので早期に撤退します。

「もしかして不当要求？」と思ったら次のように対応しましょう。

- 1 不当要求者が何者でどういう立場なのかはつきりさせましょう。素性のわからない者、弁護士でない代理人の場合は交渉相手と認めてはいけません。

- 2 不当要求者とはなるべく話をせず、「相手にしない。」のが大切です。不当要求者は相手が話をしてくれないと不当要求の手段がなくなるので、なるべく長く話を続けようとしています。早い段階で「弁護士と相談します。」と告げて話を打ち切るのがいいでしょう。自分が加害者の立場にあっても被害者本人でない者の話を聞く必要はないのです。
- 3 不当要求者との交渉経緯は録音するなどして、なるべく記録化しましょう。訴訟提起、仮処分申立をするときに重要な証拠となります。
- 4 なるべく早く、暴追センターに連絡して相談しましょう。適切なアドバイスを受けられますし、必要があれば埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会に連絡してくれます。
- 5 トラブルの原因がはっきりしている場合には、早い段階で弁護士に相談すべきです。信頼できる弁護士を見つけられないときは埼玉弁護士会の民暴委員会に相談してみるのいいでしょう。受任する側としては、早い段階に受任した方が早期解決できる可能性が高くなりますが、お金を払ったり念書を作られてしまったりした後は解決が難しくなります。

民事介入暴力は暴力的・脅迫的等の行動、言動により経済的利益を得ようとする行為であり、不当要求者は真っ当に働いてお金を稼ぐことをせず、弱みにつけ込み相手にストレスを与えてお金を得ようとする者です。このような不当要求者を撲滅するには経済的利益を与えないのが一番です。そのためには、被害に遭った最初の対応が肝要です。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 寄稿者

埼玉県さいたま市南区南本町1丁目16番9号 フォーラム南浦和7階  
南浦和法律事務所 ☎ 048-866-9708 FAX 048-866-9709  
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会  
小林史芳 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.80」から編集したものです。